（地方防衛局組織規則の一部改正）

第六条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第六条第一項第四号中「含む。」の下に「第二十六条第二項第五号、」を加える。

第八条第一項中「南関東防衛局及び沖縄防衛局の企画部」を「南関東防衛局の企画部」に改め、「、沖縄防衛局の」の下に「企画部及び」を加える。

第十五条第一項第二号及び第十五条の二中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第五十条中「施設管理課」を「施設補償管理課」に改める。

第五十一条第三項第五号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第五十八条（見出しを含む。）中「施設管理課」を「施設補償管理課」に改める。

附則中第十三条を第十四条とし、第六条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（沖縄防衛局企画部次長の設置期間の特例）

第六条　沖縄防衛局企画部次長のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第七条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表九の項第一欄中「看護師養成所若しくは」を削り、同項第二欄中「防衛医科大学校及び」を削り、同項第三欄中「この項第二欄に掲げる部局又は機関等」を「自衛隊地区病院」に改める。

（防衛省定員規則の一部改正）

第八条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一九、七八八人」を「一九、六八三人」に改め、同表防衛装備庁の項中「一、三七三人」を「一、三七九人」に改め、同表合計の項中「二一、一六一人」を「二一、〇六二人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○防衛省令第十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、防衛大臣の定める自衛官にあつては、これらの日に加えて、必要に応じ、休養日を設けることができる。

第四十四条第一項ただし書中「第六項」を「第七項」に、「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第五項中「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員（これに類する自衛官以外の隊員を含む。）又は同法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける隊員で防衛大臣の定めるもの」を「自衛官以外の隊員（第十項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項及び次項において同じ。）」に、「能率の向上に資する」を「運営に支障がない」に、「四週間ごとの期間につき」を「四週間を超えない範囲内で週を単位として防衛大臣の定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき」に改め、同項ただし書中「当該隊員」を「当該自衛官以外の隊員」に、「四週間」を「単位期間」に改め、同条第十三項中「、第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前九項」を「前十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三項」の下に「、第六項」を加え、「、第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項ただし書中「当該期間につき同項」を「当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第八項」を「第九項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　官房長等は、次に掲げる自衛官以外の隊員（育児短時間勤務隊員を除く。以下この項において同じ。）について、休養日並びに始業及び終業の時刻について、自衛官以外の隊員の申告を考慮して、第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第四項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。

一　子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他防衛大臣の定める者をいう。第四十九条の二第一項において同じ。）の介護をする自衛官以外の隊員であつて、防衛大臣の定めるもの

二　前号に掲げる自衛官以外の隊員の状況に類する状況にある自衛官以外の隊員として防衛大臣の定めるもの

第四十四条の二第一項中「防衛省の職員の給与等に関する法律」の下に「（昭和二十七年法律第二百六十六号）」を、「一般職の職員の給与に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第九十五号）」を加える。

第四十九条の二第一項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他防衛大臣の定める者」を「配偶者等」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。